

住宅の改修・改造

■ 住宅改修費給付事業〔地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業〕

在宅の身体障がい者の自立促進と家族の負担を軽減するため、住宅の改修工事費を給付します。

※住宅改修費給付事業は、一人 1 回限り利用できます。

※介護保険給付の住宅改修で対応が可能な場合は、介護保険給付が優先されます。

【対象者】

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）により身体障がい者手帳 3 級以上の交付を受けている者。（児童の場合は学齢児以上であること。）

【改修助成の対象工事】

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 洋式便器等への便器の取り替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【事業の対象外となる工事】

次のような工事は助成対象外となります。

- ・すでに工事を着手または完了している工事
- ・事業に関連のない工事及び必要以上の工事
- ・住宅の新築、増築または全面的な改築工事
- ・住宅を維持するための補修的な工事

【申請の方法について】

事前に市福祉総務課までご相談ください。

【費用の負担について】

住宅改修費給付事業の基準額である 20 万円までの工事については、原則として工事費用の 1 割が利用者負担となります。

ただし、世帯の所得の状況等に応じて 1 カ月の負担上限額が定められています。

なお、20 万円を超える工事については、超過部分が利用者負担額に上乘せされます。

※平成 20 年 7 月から所得区分を判定する際の世帯の範囲が変更され、対象者が 18 歳以上の場合は、対象者とその配偶者のみの収入等で判定することとなりました。

なお、対象者が 18 歳未満の児童の場合は、従前のおり住民票上の世帯で判定します。

所得区分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市民税非課税世帯で、申請者の収入が 80 万円以下	0 円

低所得 2	市民税非課税世帯で、申請者の収入が 80 万円を超える	0 円
一 般	市民税課税世帯で、世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が 46 万円未満の世帯	37,200 円

※世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が 46 万円以上の場合は、住宅改修費給付事業の対象となりません。

■ 重度身体障がい者住宅改造費助成事業

重度身体障がい者が自己の身辺処理等日常生活動作を他人の介助に依存する状況から脱却し、自立促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費の一部を助成します。

【対象者】

次の①、②のいずれにも該当する方

- ①肢体不自由者及び視覚障がい者で身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方
- ②所得税非課税の世帯に属する方

【改造助成の対象工事】

玄関・便所・浴室・炊事場等の改造に要する費用

【事業の対象外となる工事】

次のような工事は助成対象外となります。

- ・すでに工事を着手または完了している工事
- ・事業に関連のない工事及び必要以上の工事
- ・住宅の新築、増築または全面的な改築工事
- ・住宅を維持するための補修的な工事

【申請の方法について】

事前に市福祉総務課までご相談ください。

【助成額】

住宅改造費助成事業の基準額である 90 万円までの工事については、対象工事費用の 3 分の 2 が支給されます。

ただし、介護保険給付または障がい者の住宅改修費給付事業のいずれかに該当する場合は、当該制度において算定された基準額を住宅改造費助成事業の基準額から控除します。